

第十七号様式(型式指定番号標)(第六十二条の四関係)

騒音型式指定車		20 (15)
国土交通省型式指定番号		
車名及び型式		
60 (40)		

- 備考
- (1) 型式指定番号標は、金属製とし、図示の例によること。
 - (2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、かつこ内に示す寸法は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)に表示する場合の寸法とする。